

鹿児島市景観計画

## 運用マニュアル

### 景観形成基準の解説

- ・鹿児島市景観条例に定める届出対象行為は、着手の前に市への届出が必要です。
- ・市では、届出が鹿児島市景観計画に定める景観形成基準に適合しているかを審査し、適合していない場合は指導、勧告または変更命令を行います。
- ・このマニュアルは、その景観形成基準の考え方や具体例を整理したものです。
- ・届出対象行為を計画する際は、このマニュアルを活用してください。

2008年8月

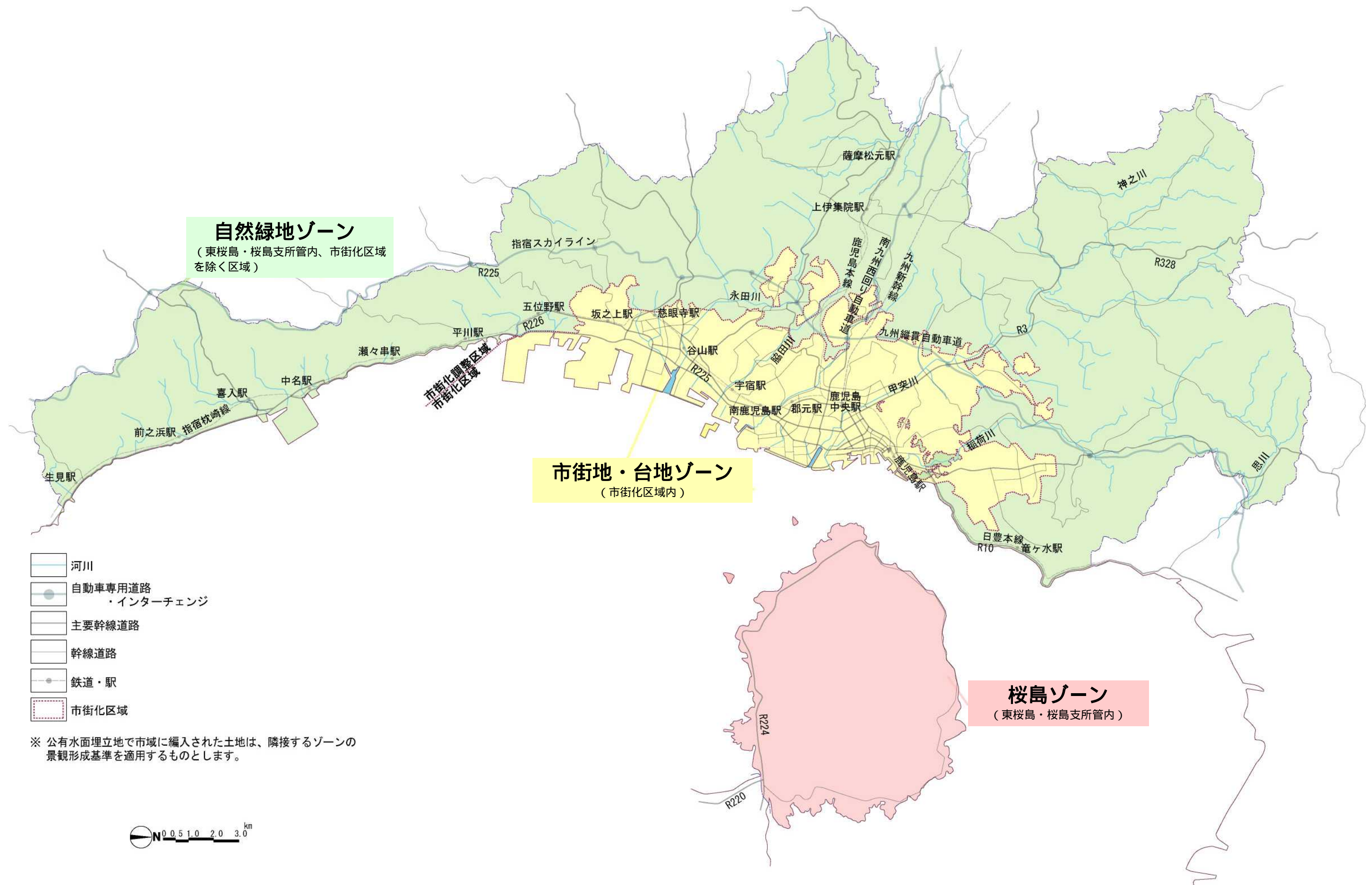
# 目 次

	頁
1 建築物の建築等、工作物の建設等の景観形成基準 .....	1
2 開発行為、土石の採取、土地の開墾、その他土地の形質の変更、 屋外での土石等の堆積、木竹の伐採・植栽の景観形成基準 .....	3
3 「建築物の建築等、工作物の建設等の景観形成基準」の解説 .....	4
(1) 高さ .....	4
(2) 形態・意匠 .....	8
(3) 壁面 .....	11
(4) 屋外設備 .....	14
(5) 色彩（壁面、屋根、屋上） .....	17
(6) 外構 .....	18
(7) 緑化 .....	20
(8) 夜間の特定照明 .....	22
4 「開発行為、土石の採取、土地の開墾、その他土地の形質の変更、 屋外での土石等の堆積、木竹の伐採・植栽の景観形成基準」の解説 ..	23
(1) 開発行為、土石の採取、土地の開墾、その他土地の形質の変更 .....	23
(2) 屋外での土石等の堆積 .....	26
(3) 木竹の伐採、植栽 .....	27

1 建築物の建築等、工作物の建設等の景観形成基準

項目	桜島ゾーン（東桜島・桜島支所管内）	市街地ゾーン・台地ゾーン（市街化区域内）	自然緑地ゾーン（その他の区域）
(1) 高さ	周辺の自然環境と調和し、まとまりのある高さとなるように配慮する。	周辺のまちなみから突出しない高さとなるように配慮する。 背景となる山並みの稜線や斜面緑地帯を分断しない高さとする。	周辺の自然環境や田園景観と調和し、まとまりのある高さとなるように配慮する。 背景となる山並みの稜線を分断しない高さとする。 用途地域の指定のある区域においては、周辺のまちなみから突出しない高さとなるように配慮する。
		城山展望台など市が指定した視点場からの眺望確保範囲においては、建築物等の高さは基準線を越えないものとする。 ただし、次に該当するものは、この限りではない。 市長が景観審議会の意見を聞き、眺望を阻害しないと認めるもの  桜島や錦江湾上から見える地域においては、市街地への眺望や斜面緑地を阻害、分断しない高さとする。	
(2) 形態・意匠	周辺の自然環境と調和し、落ち着いてまとまりのある形態・意匠、素材とする。	周辺のまちなみと調和し、まとまりのある形態・意匠、素材とする。	周辺の自然環境や田園景観と調和し、落ち着いてまとまりのある形態・意匠、素材とする。 用途地域の指定のある区域においては、周辺のまちなみと調和し、まとまりのある形態・意匠、素材とする。
	錦江湾上から見える地域においては、周辺の自然環境と調和する形態・意匠、素材とする。		
(3) 壁面	通りに接する壁面は、道路境界からの後退や接道部への植栽等によりゆとりのある空間の創出に努め、分節の度合いを工夫することにより圧迫感・威圧感を与えないようにする。		
(4) 屋外設備	屋外階段は、建築物本体と調和を図るよう工夫する。		
	室外機や高架水槽等の建築設備は、道路など公共の場から見えない位置に設置する。 やむを得ず設置する場合は、覆うか色彩に配慮する。		
	配管やダクト等は、道路など公共の場から見える壁面に露出しないよう配慮する。 やむを得ず露出する場合は、壁面と同一の色調とするなど目立たないようにする。		
(5) 色彩 (壁面、屋根、屋上)	マンセル値により色相0R～5Yは彩度4以下、その他の色相は彩度2以下とする。（届出対象工作物のうち屋外広告物にあたるものは、屋外広告物条例の基準を適用する。） ただし、次に該当するものは、この限りではない。 アクセント色として着色される部分（各壁面の鉛直投影面積又は屋根面の水平投影面積の5分の1まで） 表面に着色していない自然石、木材、土壁及びガラス等の素材本来が持つ色彩 航空法その他の法令に基づき設置するもの 市長が景観審議会の意見を聞き、次に該当すると認めるもの *質の高いデザイン（色彩を含む）でランドマークとなる役割があり、良好な景観を形成するもの *植栽等で遮へいされており、景観を阻害しないもの など		
本計画の色彩基準は、日本工業規格（JIS）のZ8721に定める色相、明度及び彩度の三属性による色の表示方法（マンセル表色系）を採用します。			
(6) 外構	駐車場、駐輪場、ごみ集積所等は、公共の場からできる限り見えないように設置する。 やむを得ず設置する場合は、建築物と同様の形態・意匠、素材による遮へいや周囲の緑化等を行う。		
	道路など公共の場に接する場所に塀や柵等を設ける場合は、閉鎖的な塀・擁壁を避け、植栽、透過性のもの、自然素材のもの等を用いる。		
(7) 緑化	公共の場から見える場所、特に道路など公共の場に接する場所はできる限り緑化に努める。		
		城山展望台など市が指定した視点場からの眺望確保範囲においては、できる限り屋上緑化や敷地内緑化に努める。	
(8) 夜間の特定照明	周辺住民の生活環境への影響を考慮したものとする。 回転灯やサーチライト等の光の量が多く、動きのあるものはできる限り使用しない。		

【景観形成基準を適用するゾーン区分】



## 2 開発行為、土石の採取、土地の開墾、その他土地の形質の変更、屋外での土石等の堆積、木竹の伐採・植栽の景観形成基準

### (1) 開発行為、土石の採取、土地の開墾、その他土地の形質の変更

大規模な木竹の伐採はできる限り避け、行為の範囲は必要最小限とする。  
行為の間や行為の後に地肌の露出が、道路など公共の場からできる限り目立たないように採取、掘採位置及び方法（植栽等）を工夫する。  
法面はできる限り緩やかな勾配とし、緑化等により周辺の自然環境及びまちなみとの調和に配慮する。  
市街地景観の背景となる斜面緑地については、周辺の植生に配慮して緑化に努める。  
擁壁は素材、表面処理の工夫、前面緑化等により、周辺の自然環境及びまちなみとの調和に配慮する。  
敷地内にある良好な樹木、水辺等の自然資源をできる限り保全し、生態系に配慮して活用するように努める。  
水面の埋め立てにより生じる護岸等は、素材、形態の工夫等により、周辺の自然環境及びまちなみとの調和に配慮する。

### (2) 屋外での土石等の堆積

堆積物は道路など公共の場から見えないように配置を工夫するとともに、できる限り高さを抑える。  
そのままでは道路など公共の場から見える場合は、植栽や圧迫感のない塀の設置等による修景を行う。  
整然と集積・貯蔵し、敷地外に流出しないよう安全性にも配慮する。

### (3) 木竹の伐採、植栽

道路など公共の場から見える場所の伐採はできる限り避け、やむを得ず伐採した場合はこれに代わる植栽を行う。  
大規模な木竹の伐採はできる限り避ける。伐採の位置は、遠方からの眺望に配慮し道路など公共の場からできる限り見えない場所とする。やむを得ず見える場合は、その範囲を必要最小限とする。  
伐採後は植栽に努め、その際は周辺の植生に配慮する。  
地域を特色づけている樹木、生垣等は伐採しない。やむを得ず伐採しなければならない場合は、これに代わる植栽を行う。